

## お問い合わせいただいた Q&A

	質 問	回 答
1	現在、長野県内の事業所に勤務していますが、実務経験は県外の事業所も通算できますか？	できます。
2	以前勤務していた病院で、実務経験が5年900日以上ありますが、現在勤務している事業所の証明も必要ですか？	受験資格を満たしている範囲の証明で結構です。現在の勤務先では <b>在職証明書のみ</b> 依頼してください。
3	令和元年に受験しましたが、受験票も不合格通知もなくしてしまい、受験番号も分かりません。新たに実務経験証明書が必要ですか？	P35 様式4「実務経験証明書受理済申出書」に <b>令和元年度 受験番号(不明)</b> と記入して提出してください。(P6③参照)
4	現在勤務している事業所で実務経験証明書を書いてもらいました。実務経験の終了日が6月1日だったため、在職証明書は省略しましたが、住民票は必要ですか？	在職証明書を省略した場合は、住民票も不要です。申込現在、 <b>無職又は受験資格業務に従事していない方</b> は住民票が必要となります。
5	実務経験証明書の実務経験期間の開始日のア・イは何ですか？	アは⑭の左記職種の業務開始日、イは⑯の資格取得・登録日になります。(P26⑭⑯参照)
6	以前勤務していた事業所で実務経験証明書を書いてもらいましたが、当時の旧姓になっています。どうしたらよいですか？	戸籍抄本の原本(交付後3カ月以内)を一緒に提出してください。
7	同じ法人内で、月の途中で事業所を異動した場合、日数の端数は切捨てになりますが、期間が1カ月足りなくなります。	<u>実務経験期間が足りない場合は</u> 例 A 事業所 5/1～15 (端数 15 日) B 事業所 5/16～31 (端数 16 日) 合計 31 日 <b>端数の合計が 30 日で 1 カ月とすることができます</b> ので、通算実務景観機関の隣の備考欄に端数を記入して記入してもらおうよう、証明者に依頼してください。(P27⑦参照)
8	実務経験証明書・在職証明書の証明にあたり、個人経営で公印(代表印)はありません。	役所等に書類を提出する際に使用する <b>個人印</b> を使用してください。(P26③参照)
9	実務経験証明書受理済申出書に不合格通知を貼る場合、結果開示欄は切り取っていいですか？	点線で切り取って、様式4に収まるように貼ってください。開示結果は各自保管してください。